（内航海運業法施行規則等の一部改正）

第十六条　次に掲げる省令の規定中「印」を削る。

一　内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）第一号様式、第二号様式及び第八号様式

二　公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）様式第一号及び様式第二号

三　車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）様式第一

四　船舶推進性能試験及び船舶用機関性能試験規則（昭和四十年運輸省令第四十三号）第一号様式から第四号様式まで

五　船舶設備規程等の一部を改正する省令（昭和五十五年運輸省令第十二号）別記様式

六　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者等が交付する一般旅客定期航路事業廃止等交付金に関する省令（昭和五十六年運輸省建設省令第十六号）様式第一から様式第三まで

七　大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法施行規則（昭和六十三年建設省令第十七号）別記様式第二及び別記様式第三

八　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成三十年国土交通省令第八十三号）別記様式第五、別記様式第六及び別記様式第十

（自動車整備士技能検定規則の一部改正）

第十七条　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「申請者　　印」を「申請者　　」に改め、注6を削る。

（優良自動車整備事業者認定規則の一部改正）

第十八条　優良自動車整備事業者認定規則（昭和二十六年運輸省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」及び備考を削る。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第十九条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六号様式中「印」及び備考(5)を削る。

第七号様式中「印」及び注(2)を削り、注(1)を注とする。

第八号様式中「（第三十七条の二関係）」を「（第三十七条の二の二関係）」に改め、「㊞」及び注を削る。

第十号様式中注(3)を削る。

軽二輪第一号様式及び軽二輪第二号様式中「印」及び備考を削る。

軽二輪第三号様式中「㊞」及び注(3)を削る。

軽二輪第四号様式及び軽二輪第五号様式中「印」及び備考を削る。

（道路運送法施行規則の一部改正）

第二十条　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項及び第二十二条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第二十三条第一項中「記載し、かつ当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）した」を「記載した」に改める。

（自動車道事業規則の一部改正）

第二十一条　自動車道事業規則（昭和二十六年運輸省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項及び第二十六条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第二十七条第一項中「記載し、かつ当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）した」を「記載した」に改める。

（自動車型式指定規則の一部改正）

第二十二条　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表第一号を次のように改める。

一　削除			

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

四　削除			

第六条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第一号様式中「印並びに」を削り、同様式備考(1)中「連署して指定を申請する場合は」を「車台の製作等を行う者と車体の製作等を行う者が異なる場合は、申請者の氏名又は名称及び住所欄」に改め、同様式備考(2)中「連署して申請する」を「車台の製作等を行う者と車体の製作等を行う者が異なる」に、「外」を「ほか」に改め、同様式備考(4)を削る。

第一号様式の二中「印並びに」及び備考(2)を削り、備考(1)を備考とする。

第二号様式を次のように改める。

第二号様式　削除

第三号様式中「印並びに」及び備考を削る。

第四号様式中「㊞」及び備考(2)を削り、備考(1)を備考(2)とし、同備考の前に次のように加える。

(1)　車台の製作等を行う者と車体の製作等を行う者が異なる場合は、当該指定製作者等の氏名又は名称を並記すること。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第二十三条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改める。

第七号様式及び第十五号様式の二中「※写真の割印は、指定医師の押印とする。」及び「割印※」を削り、「医療機関の名称及び所在地　　印」を「医療機関の名称、所在地及び連絡先　　」に改める。

第二十三号様式中「※写真の割印は、医師又は検査員の押印とする。」及び「割印※」を削り、「医療機関又は講習機関の名称　　印　　」を「医療機関又は講習機関の名称、所在地及び連絡先　　」に改め、注を削る。

（土地収用法施行規則の一部改正）

第二十四条　土地収用法施行規則（昭和二十六年建設省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五中「氏名又は名称　　印」を「氏名又は名称　　」に改める。

別記様式第六の二から別記様式第七の六まで、別記様式第九の二から別記様式第十の三まで及び別記様式第十二から別記様式第十三の二までの様式中「印」を削る。